

令和５年度青森県食品衛生監視指導計画（案）の概要

1 令和５年度青森県食品衛生監視指導計画（案）の概要

（１）監視指導の実施に関する事項

異物混入対策、食中毒対策及び食品表示等に関する監視指導の実施

（２）収去検査に関する事項

規格基準、残留農薬、アレルギー等の検査の実施

収去検査結果を利用した食中毒予防

規格基準・表示基準違反があった事業者に対する指導の実施

（３）食中毒等健康被害発生時の対応

速やかな原因の究明及び被害拡大防止対策の徹底

広域食中毒発生時の連絡体制等の整備

（４）食品等事業者による自主衛生管理の徹底

HACCPに沿った衛生管理の推進及び実施状況に応じた監視指導

（５）消費者等との意見交換に関する事項

青森県食品衛生監視指導計画に関する意見の募集、食品衛生に関する情報提供

市町村への協力要請及び自治体広報紙を活用した食品衛生思想の啓発の実施

（６）食品衛生に係る人材育成・資質向上

HACCPをはじめとする衛生管理に携わる人材の育成

職員研修会及び食品等事業者に対する衛生講習会の実施

2 令和４年度青森県食品衛生監視指導計画からの主な変更点

（１）食肉衛生検査所の監視指導実施事項の見直し

食肉衛生検査所においては、輸出食肉に係る監視指導や外部検証等、必要に応じて併設食肉処理場への監視指導を実施することとします。

（２）食鳥処理場に対する立入検査回数の見直し

高病原性鳥インフルエンザの発生時等においては、防疫上の観点から立入検査回数を減じ、衛生管理に係る記録の点検等により監視指導を実施することとします。

（３）その他

ア 教育庁等との連携について、学校給食施設への立入検査は他の食品等事業者と同じ方法で実施していること、及び大学生等に対しては講習会形式に限らず情報提供を行っていることを踏まえ、記載内容を見直します。

イ と畜業者及び食鳥処理業者が実施する衛生管理に関する外部検証について、「青森県と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証実施要領」に基づき行うことを明記し、同要領で規定する検証方法に合わせてと畜場及び食鳥処理場の微生物試験計画を見直します。

ウ 収去検査に関する事項について、近年の食中毒発生状況等を踏まえて流通食品における病原体等の汚染状況を確認することを明記します。